

いよいよ本格的な寒さになり、街中はクリスマスのイルミネーションが華やかになってきましたね。今年も早いもので残すところあと1ヶ月となりましたが、皆様いかがお過ごしでしょうか。

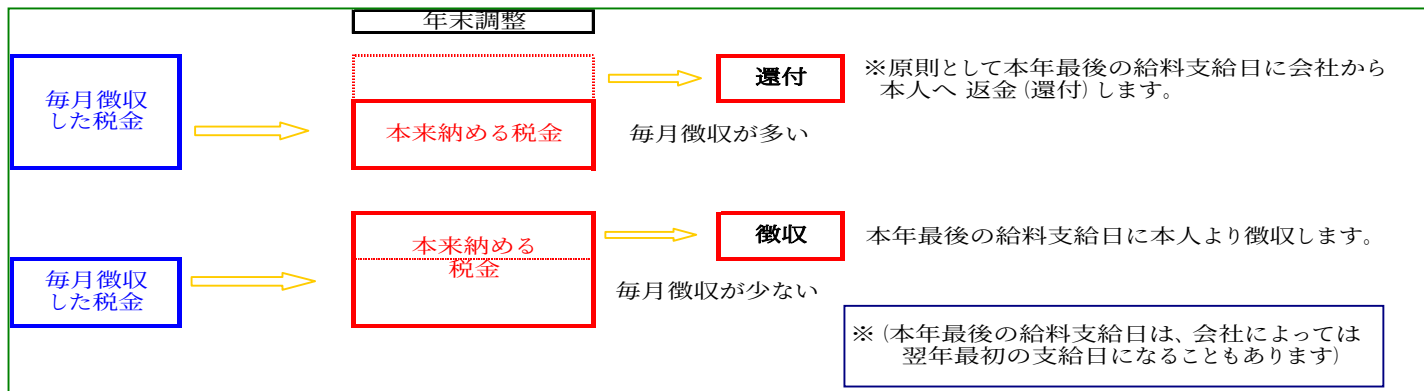
今月のテーマ：年末調整

さて、今年も年末調整を行う時期となりました。
今月のテーマは、例年通り年末調整について取り上げていきたいと思います。



年末調整とは？

年末調整とは、給与所得者について毎月(日)の給料や賞与などの支払いの際に源泉徴収をした所得税額と、その年の給与の総額(年収)について納めなければならない所得税(年税額)と比べて、その過不足を精算する手続きのことです。



★ 年末調整の対象となる主な人

1. 年初から給与所得者の扶養控除等(異動)申告書を提出している人
2. 中途就職し、給与所得者の扶養控除等(異動)申告書を提出している人で前職の給与の金額や税額が証明できる人、ならびに前職がないことを証明できる人

★ 集めて頂く書類(従業員さんの自筆で)

- ①扶養控除等(異動)申告書
 ・・・・配偶者や扶養親族などに関して記載するもの。中途入社で前職がある人はその会社の源泉徴収票を添付。
- ②配偶者特別控除申告書
 ・・・・給与所得のみの配偶者の方は103万円超の収入で扶養になれない方でも141万円未満であれば特別控除があります。事業所得のみの配偶者の方は、本年の見積りでの合計所得金額(収入から経費を引いた所得の金額)が38万円以下の方は、配偶者控除の適用があり、38万円超76万円未満の方は、扶養には入れませんが配偶者特別控除が受けられます。所得者の合計所得金額が1,000万円を超えている場合には、この控除を受けることはできません。
- ③保険料控除申告書
 ・・・・生命保険料や地震保険料を記載するもの(控除証明書を添付)。本人が直接支払っている国民健康保険や国民年金、国民年金基金などの金額も記載。(国民年金及び国民年金基金の掛金は控除証明書を添付)
- ④住宅借入金等特別控除申告書
 ・・・・平成11年～平成22年の間に住宅を取得した人、その年の合計所得金額が3,000万円以下である人。年末調整により控除ができるのは2年目から。住宅借入金等特別控除証明書と借入金の年末残高証明書添付。

※ ②と③はまとめて1枚の書式になっています。

三宅事務所に年末調整を依頼されている方へ

いつも年末調整資料の早めの提出にご協力いただきましてありがとうございます。
まだ提出されていない方も準備が整いましたら、送付していただきますようよろしくお願い致します。



昨年と比べて変わった点

1. 年齢16歳未満の扶養親族(年少扶養親族)に対する扶養控除が廃止されました。
これに伴い、扶養控除の対象が、年齢16歳以上の扶養親族とすることとされました。
2. 年齢16歳以上19歳未満の人の扶養控除の上乗せ部分(25万円)が廃止され、これらの人に対する扶養控除の額は38万円とすることとされました。

扶養親族の種類		控除額	
年少扶養親族	16歳未満	控除なし	
一般扶養親族	16歳～18歳	38万円	
特定扶養親族	19歳～22歳	63万円	
一般扶養親族	23歳～69歳	38万円	
老人扶養親族	70歳以上	一般	48万円
		同居老親	58万円

※ 「扶養親族」とは、居住者と生計を一にする次の人

- ① 配偶者以外の親族(6親等内の血族及び3親等内の姻族)
- ② 児童福祉法の規定により養育を委託されたいわゆる里子
- ③ 老人福祉法の規定により養護を委託されたいわゆる養護老人

…変更された項目です。

3. 上記の1、2の扶養控除が廃止されたことに伴い、居住者の控除対象配偶者又は扶養親族が同居特別障害者である場合に配偶者控除又は扶養控除の額に35万円を加算する措置に代えて、同居特別障害者である扶養親族に対する障害者控除の額が40万円から75万円に引き上げられました。

	控除額
一般の障害者	27万円
特別障害者	40万円
同居特別障害者	75万円

※ 「同居特別障害者」とは、控除対象配偶者又は扶養親族のうち特別障害者に該当する人で、居住者、居住者の配偶者又は居住者と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている人をいいます。

…変更された項目です。

また、給与や賞与の際に預かる源泉所得税についても、扶養親族等の数の求め方が変更されています。これは、給与が発生する方、全員に関係がありますので、給与計算の際には、もう一度ご確認をお願い致します。

企業内セミナーをさせていただきました

11月19日(土)にお客様企業でセミナーを開催しました。
内容は「SWOT分析」で、中心的な進行役は、事務所の田村が
担当させていただきました。



当事務所では、度々このようなセミナーを開催しております。
ご興味がおありの方は、お気軽にお問い合わせ下さいませ。

～冬季休暇のお知らせ～

勝手ではございますが、下記の期間、弊社のリフレッシュ休暇を頂きます。
ご不便、ご迷惑等をおかけいたしますが、よろしくお願い申し上げます。
リフレッシュ後は、スタッフ一丸となってよりいっそうのサービスの向上に努めさせていただきます。

期間：12月29日（木）～1月5日（木）

Vision

毎月開催中の**経営計画書作成セミナー「Vision」**
 今月の開催日は**12月8日(木)**です。
 昨年Visionに来られたお客様は、
 ほぼ今年もVisionにお越し頂いています。
 また**Vision**にお越し頂いていないお客様、
 一度**Vision**に参加してみませんか？

開催日	対象者	申込期限
12月8日(木)	10・11・12・1月決算法人様	12月2日(金)
1月19日(木)	11・12・1・2月決算法人様	1月13日(金)
2月9日(木)	12・1・2・3月決算法人様	2月3日(金)

《12月スケジュール》

8	木	経営計画書作成セミナー:Vision
10	土	源泉所得税・特別徴収住民税(11月分) 納付期限
※10日が土曜日の為、納付期限は12/12(月)となります。		
31	土	10月決算法人の確定申告・納付期限
		4月決算法人の予定申告・納付期限

※年末・年始の為、申告・納付期限は1/4(水)となります。

